

特別区民税・都民税 特別徴収税額通知書の見方

◎所得の種類と額を表示しています。

項目	内容
給与所得	給与収入－給与所得控除額
その他の所得計	給与所得以外の所得の額の合計
主たる給与以外の合算所得区分	その他の所得計に該当する所得に「*」を表示
総所得金額①	給与所得＋その他の所得計

◎課税標準額を表示しています。

すべての所得を合算して所得割額を計算する「総合課税」と、他の所得と分離して計算する「分離課税」の2種類があります。

$$\text{総所得③} = \text{総所得金額①} - \text{所得控除合計②}$$

山林所得から先物取引までが分離課税分

◎税額を表示しています。

税額控除前所得割額④	総合課税分所得割額＋分離課税分所得割額 * 総合課税分＝総所得③×特別区民税6%、都民税4% * 分離課税分＝それぞれの分離課税所得に応じた税率を乗じた額
税額控除額⑤	調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の合計額
所得割額⑥	税額控除前所得割額④－税額控除額⑤
均等割額⑦	特別区民税3,500円、都民税1,500円

年度() 年度 給与所得等に係る特別区民税・都民税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

給与収入	5000000	主たる給与以外の合算所得区分	農業者	不利益配当	給付	雑損	課税標準	総所得③	2235000
給与所得	3460000		業	子	与		山林所得		
その他の所得計	300000		*				分離短期譲渡		
		総所得金額①					分離長期譲渡		
							株式等の譲渡	200000	
							上場株式等の配当等		
							先物取引		

雑損		障・寡・勤							
医療費		配偶者		330000					
社会保険料	500000	配偶者特別							
小規模企業共済		扶養		330000					
生命保険料	350000	基礎		330000					
地震保険料		所得控除合計②		1525000					

「ふるさと納税」など寄附金税額控除額や住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)がある場合、摘要欄に表示されます。
(例)寄附金税額控除額(区 33,600円、都 22,400円)

税額控除前所得割額④	140100
税額控除額⑤	41100
所得割額⑥	99000
均等割額⑦	3500
税額控除前所得割額④	93400
税額控除額⑤	27400
所得割額⑥	66000
均等割額⑦	1500
特別徴収税額⑧	170000
控除不足額⑨	
既充当額⑩	
既納付額⑪	
差引納付額⑪-⑩-⑨	170000
変更前税額⑫	
増減額⑬-⑫	
変更月	

受給者番号	氏名	指定番号
	様	
住	所	課税番号
中野区	丁目番	

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に中野区長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に中野区を被告として(中野区長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
	14900	14100	14100	14100	14100	14100	14100	14100	14100	14100	14100	14100

問合せ先 中野区役所税務課課税係 電話03(3228)8913

◎所得控除の額を表示しています。

項目	内容
雑損	雑損控除の額
医療費	医療費控除の額
社会保険料	社会保険料控除の額
小規模企業共済	小規模企業共済等掛金控除の額
生命保険料	生命保険料控除の額(限度額7万円)
地震保険料	地震保険料控除の額(限度額2万5千円)
障・寡・勤	障害者控除・寡婦控除・寡夫控除・勤労学生控除の額の合計 ※
配偶者	配偶者控除の額(控配33万円、老配38万円)
配偶者特別	配偶者特別控除の額(限度額33万円)
扶養	扶養控除の額(一般33万円、老人38万円、特定・同老45万円)
基礎	基礎控除の額(33万円)

※同障53万円、特障・特寡30万円、他障・寡婦・寡夫・勤労学生26万円

◎人的控除の内訳等を表示しています。

扶養親族該当区分		本人該当区分	
控配	控除対象配偶者がいる場合「*」を表示	未成年者	未成年者の場合「*」を表示
老配	老人控除対象配偶者がいる場合「*」を表示	特障	特別障害者の場合「*」を表示
特定	特定扶養親族の人数を表示	他障	普通障害者の場合「*」を表示
同老	同居老親等の人数を表示	寡婦	寡婦の場合「*」を表示
老人	老人扶養親族の人数を表示	特寡	特別寡婦の場合「*」を表示
16歳未満	16歳未満扶養親族の人数を表示	寡夫	寡夫の場合「*」を表示
その他	一般扶養親族の人数を表示	勤労学生	勤労学生の場合「*」を表示
同障	同居特別障害者の人数を表示	繰越損失	繰越損失がある場合「*」を表示
特障	特別障害者の人数を表示		
他障	普通障害者の人数を表示		

◎毎月の給与から差し引かれる税額を表示しています。特別徴収税額⑧を月割り計算したものです。